

都市計画道路が都市計画決定されるまで

都市計画道路は、まちの骨格を形成する重要な道路であり、都市計画法に基づき、都市計画決定される道路です。



地元説明会

市が作成した道路計画原案の内容について、地元の皆さんに説明を行います。（縮尺 1/2500 の地形図を基にルートや道路幅等の検討を行ったものを提示します。）



公聴会での公述人の募集と計画原案の縦覧

計画原案について、公述人（意見のある方）を募集します。また、公述人の募集期間中に計画原案を縦覧します。なお、公述人の募集、縦覧ならびに公聴会の開催日程については、「市政だより」に掲載し、皆さんにお知らせします。

公聴会

計画原案に対し、広く市民の方の意見を聴くために開催するもので、公の場で意見を述べていただくものです。（申出者がいない場合は中止となります。）



公聴会での意見を参考として計画案を作成



公告

計画案の閲覧場所と期間について、「市政だより」に掲載し、皆さんにお知らせします。

計画案の縦覧

2週間の期間を定め、広く市民の方に計画案の内容を見ていただくものです。内容についてご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。



北九州市都市計画審議会

学識経験者、市議会議員及び関係行政機関の職員等で組織された審議会において、公聴会での意見、縦覧で提出された意見書、ならびに計画案の内容について審議します。



計画承認

決定告示

審議会で承認された都市計画決定は、国土交通大臣や福岡県知事の協議等を経て告示します。皆さんには、公報と「市政だより」でお知らせします。

永久縦覧

都市計画道路の計画図面は、告示の日より、本庁の都市交通政策課において、閲覧することができます。